

## 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する 本学の対応

### I. はじめに

本学では、平成 26 年度から 27 年度にかけて、改組を含めた教員養成改革に着手した。その際、多様な能力を持った教師集団が連携・協働することにより、学校という組織全体の教育力が高まるものと考え、教師としての基本的な能力の上に多様な得意分野を持つ、個性豊かな人材を養成し、地域に送り出すこととした。すなわち、それぞれのキャンパスが置かれている地域の特性を踏まえて、キャンパスごとに多様な専攻を置くこととした。この専攻は、教育の単位としての機能を有するものである。

それぞれの取得する免許が異なるため、専攻ごとに修めるべき科目が異なる。このため、教員養成課程を有する各キャンパスでの開設科目数は、1 キャンパスあたり、およそ 850 科目～1300 科目に達する。

本学では、北海道の教育課題（新生北海道戦略推進プラン，H23. 10）、今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（文科省，H25. 6）、ミッションの再定義（文科省，H25. 12）を踏まえ平成 27 年度にカリキュラム改革を行った。この際、

- 1) 学び続ける教員としての土台となる能力を育成
- 2) 教職及び教科に関する科目の有機的結合

を目標に定めるとともに、「教育課程編成の基本方針」を定め、この方針に基づいて教育課程編成を進めてきた。上記開設科目を分類し、教員として必要な基礎的・基本的資質は、主として「教養科目」と「教員養成コア科目」で育成し、得意分野の形成と基本的研究力は「専攻科目」「研究発展科目」「卒業研究」で育成する。「教員養成コア科目」のうち、「教科指導科目」と「教科内容研究科目」には履修上の幅を持たせてあるが、下限の単位数により基礎的・基本的資質を育成し、得意分野形成等の考え方により、「専攻科目」と併せてその幅を有効に活用できるようにしたものである。

それぞれの科目区分で育成すべき目的については、別表 1 の通り「科目区分及びその目的」としてまとめ、それぞれの科目区分に含まれる科目の内容（基礎科目⇔発展科目，理論⇔実践）及び科目区分間の系統性，往還性を示す別添の「教育課程の構造図」を作成し、これに従って教育課程を編成してきている。

今回の国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会（以下、外部委員会という。）による点検に際し、3 キャンパスの総計およそ 3,300 科目の全てを点検することは外部委員会の労が大きすぎると判断し、教員養成課程に所属する学生全てに共通な必修科目を取り出し、点検項目とした。このため、「観点を達成するための科目が不足である」、「実践と理論の往還が不十分である」、「科目間の関連が希薄である」との印象を与えたのではないかと反省している。

なお、平成 28 年度中に教育職員免許法の改正がなされ、平成 29 年度中に「教職課程コアカリキュラム」の作成等がなされる予定であり、本学はそれらにあわせ、平成 31 年度から新たな教育課程のもとで教育を行うことが求められる。また、平成 29 年度までに、北海道教育委員会が設置

した教員育成連絡協議会、今後設置される予定の教員育成協議会等を通じ、本道の地域特性等を踏まえた「教員育成指標」が検討・策定される予定である。そのため、本学では、平成29年度中に「教職課程コアカリキュラム」及び「教員育成指標」をも踏まえた新たな教育課程を編成することとしており、その中で、今回の外部委員会による意見も含めて対応していきたいと考えている。

しかし、単位数の観点から、必ずしも外部委員会の要望には答えられない可能性がある。大学設置基準では、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし」とされ、「卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする」とされている。

同基準では最低限満たすべき要件のみを設けているため、これを超えた卒業要件を課すことも可能である。実際、教員養成大学では、130単位程度に設定している場合が多い。本学では、教科指導能力を高めるために、平成27年度以降入学生に対しては、134単位以上の修得を求めている。一方、平成20年12月24日の中央教育審議会答申の中で単位制度の実質化を求めており、現在の単位数を大幅に超えた卒業要件を設定するのは困難な状況にある。

さらに、平成26年11月6日の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告の中で、「小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である」とし、「当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である」と述べられている。

今後道内でも小中連携、一貫教育が増加することが予想される。したがって、本学としても、平成31年度以降の入学生に対して提供する教育課程では、小学校及び中学校の教員免許状の併有を前提とすることで検討を進めている。この前提で作成したものが「カリキュラムの見直し（たたき台）」である。これによれば、学部段階では「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を保証する教育課程を編成するのが限度であることが理解されよう。このことは、平成27年12月21日の中央教育審議会答申の中で「教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、『教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修』を行う段階であることを改めて認識することが重要である」と述べられていることにもつながるものである。

平成27年12月の中央教育審議会答申では、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めている。このことに鑑み、本学としても大学院教育を通して現職教員に対する研修に関わり、教員の資質・能力の向上に寄与したいと考えている。そのため、教員育成連絡協議会、教員育成協議会（仮称）等を通じて、教育委員会等と本学大学院との連携のあり方について検討することを提案していきたい。

これまでに述べたように、特に新たな科目を設けて単位化することは困難を伴うことが予想されるが、現在ある科目の内容等を改善し、より質の高いものにすること、あるいは順序性を変更することで外部委員会の求める内容について対応していきたい。以下で個別の指摘事項について本学の対応を記す。

## II. 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応

### 1) 授業・教育課程

- ・授業科目に、観点を満たすための内容の不足があると考えられた。
- ・授業科目間の関連（履修方法を含む）が充分ではなく、学生に当該観点にしめず教育が行き渡っていない点があると考えられた。
- ・受講の順序性やカリキュラムの構造について、教育的効果から再検討すべき点があると考えられた。

「はじめに」で述べたように、教員養成課程では、「科目区分及びその目的」及び「教育課程の構造図」を定め、これらの考え方に基つきカリキュラムを編成してきており、基本的には観点 A-27-1 を満たすような構成になっているものと考えている。

しかし、外部委員会からの指摘にあるような課題もあると考えている。この課題を解消するために、以下の事項が必要と考える。

- (a) 理論と実践の往還を基にした、実践力のある教員を育てるカリキュラムの全体像を示し、その中で「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育むプロセスを明示する必要がある。
- (b) シラバスの中に、当該科目と関連する科目を記述する欄を新設し、相互関係として分担（知識、技能、姿勢）、力量の進展（基礎基本、活用、応用を「スパイラル」配置）等を明示する必要がある。シラバスの記載内容の充実については、現在、シラバス改善 WG のもとで検討中である。
- (c) 上記の(a) (b)をふまえ、下記の内容を関連科目の中に位置づける必要がある。
  - ・学校現場の課題、今日的社会的課題を確認する科目
  - ・その中から、自ら課題を見いだす科目
  - ・解決に向けての、方法や知識、技能を獲得する科目
  - ・実践現場において、課題の確認、課題を解決する努力の具体例を確認する科目
  - ・実践現場において、課題解決の基本的方策を経験する科目
  - ・実践現場での経験を反省的に考察し、「自ら課題を追究し、情報を取捨選択しながら、自分で考え、粘り強く問い続ける姿勢」を確認する科目
  - ・大学4年間を見直して、弱点を克服する科目
- (d) 以上をポートフォリオと関連科目とを相関させて記述し、教員、学生相互に確認する。
- (e) 上記の「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育む改善事項に、各キャンパスの特徴である「総合的指導力」、「多様な課題を解決できる創造的实践力」、「教科に強いカリキュラム」、「実践力を育む地域貢献連携」、「地域で活躍できる小中学校教員養成」、「地域特性を活かした教育」を関連づける必要がある。
- (f) カリキュラム・マップには、教員側にとっては、カリキュラムの全体構造と各授業科目の位置づけが理解でき、大学・学部の教育目標から担当科目の内容を設計することができる等の、学生側には、学修の目標を達成するために各授業科目がどのように位置づけられているかを理解し得る等のメリットがある。一方、カリキュラム・マップでは体系性、系統性(順序性)が見えにくく、その意味では学生のみならず教職員にとっても有効活用が難しいとの研究報

告もある<sup>1</sup>。特に本学の場合には、科目数が多く、体系的、系統性が見えにくいため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」等を通じて学生の意見も取り入れながら改善策を検討する。

- (g) 「はじめに」で述べたように、本学では、平成 29 年度中に新たな教育課程を編成する予定であり、その中で、受講の順序性やカリキュラムの構造についての指摘に対応していきたい。

## 2) 養成する人材像

**・実践的指導力を備えた教員養成を目標としているが、学校現場の実際を取り入れた授業が充分でない点があると考えられた。また、今後、学校と地域の連携が一層重要になることを踏まえ意図的に学生が地域と「関わる力」を育成することが必要と考えられた。**

学校現場の実際を学ぶ場として、「教育実習」、一部の「教育フィールド研究」がある。また、本学の教科教育担当教員の多くは、小中高等学校での教育経験を有しているため、「小学校〇〇教育法」、「初等〇〇」、「中学校〇〇教育法」は、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。さらに、「特別活動の指導法」、「小学校生活科指導法」、「初等生活」などの科目は、経験豊富な小中学校の教諭が講師を勤めているので、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。

さらに、平成 26 年度から実務経験豊富な教員（学校臨床教授）を教員養成キャンパス等に配置を開始し、平成 29 年度から「学校臨床研究」を実施する。この科目は、学生が附属学校・拠点校などで実践的な指導法を学び、大学において理論的・分析的な省察を行うことで、学校現場を活用した実践力を鍛える課題解決型の授業であり、平成 27 年度以降入学生にとっては必修科目である。

以上述べたように、本学では、学校現場の実際を取り入れた授業を数多く開設していると考えている。

一方、教員養成大学・学部であっても教科専門や諸科学の専門分野では、科目内容の性格上、専門学部と同様に個別学問や諸科学等の研究者が担当することが多く、小中学校での教育経験を有しないことが多い。そのため十分には学校現場の実際を取り入れた授業とはなっていない可能性がある。この点を改善するために、本学では、

- (a) 再定義されたミッションで、「実践型教員養成機能への質的転換を図」るために「学校現場で指導経験のある大学教員を、第 2 期中期目標期間における改革を行いつつ、第 3 期中期目標期間末には 30%を確保する」ことが定められている。これを受け、本学は、第 3 期中期計画において、「教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する」こと、
- (b) さらに「新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第 2 期中期目標期間に開発した。第 3 期中期目標期間では本格的に実施し、第 3 期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を 100%にする」ことを掲げてい

---

<sup>1</sup> 池田 輝政，野口 眞弓，佐々木 幾美，学位授与方針から設計するカリキュラム・マッピングの提案と実践，「大学・学校づくり研究」第 6 号，p. 29 - p. 40。

る。上記取り組みに加え、教科専門を担う教員の教員養成担当としての専門性向上を図るため、教科横断型の教育研究組織への再編成や、本学独自のテニュアトラック制度の導入などを行っている。今後の検討課題ではあるが、

(c) 学長戦略経費等を用い、「学問や諸科学等の研究成果の内容が子どもの認識と成長にどのように寄与するかという教育の観点からその内容や価値を捉え、教科内容を創出」<sup>2</sup>する「教科内容学」の研究グループを順次整備し、研究内容をカリキュラムに反映させていく仕組みを構築する。

などの取組を行い、改善をはかっていきたい。

さらに、平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の中で、「子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。」とされていることに鑑み、北海道がもつ教育の課題についての研究を推進し、研究成果を教科の中に取り入れられるよう工夫を講じていきたい。

なお、地域との連携を図ることを目的とした科目として、「教育フィールド研究」の一部があり、

- ・図書館、文学館、博物館、科学館、美術館、体育館、音楽ホール、動物園などにおける支援活動
- ・地域子ども会の文化的、体育的行事など少年団体への支援活動
- ・自然保護や国際交流などへの支援活動
- ・郷土芸能の継承活動や登下校時の安全パトロールなどへの支援活動

などに取り組んでいる。

### 3) 現職教員の再教育の在り方

- ・現職研修の課題として掲げた事項に関する研究の状況が、確認できた。今回は旭川校のみ回答を得たが、このように偏在して良いものか今後検討を重ねる必要があると考えられた。

これまで、本学の教員は、北海道教育委員会、北海道立教育研究所及び各市町村の教育委員会の主催する研修等で講師を務めるなど、道内の現職教員の指導力向上に寄与してきている。しかし、これらの取り組みは、教育委員会と本学の協定等に基づいたものではなく、教員が個人として協力することが多かったため、大学として十分に把握できていなかった。このため、各キャンパスのカリキュラム委員会が回答を作成する際に、情報を収集しきれなかったものと推測される。

---

<sup>2</sup> 「日本教科内容学会」設立理念から

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めていることに鑑み、本学としても現職教員に対する研修に関わる研究を推進していく必要があると考える。そのために、

(a) 本学の教員の研究が、教育委員会等の求める研修ニーズに対応しているかが一覧できる、情報共有の仕組み作り

(b) 本学の教員が研修会講師を担当とした際等に、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作り

等に取り組む予定である。さらに、教員育成連絡協議会、教員育成協議会(仮称)等を通じて、教育委員会等からの研修ニーズを把握するシステムづくりを提案していきたい。

#### 4) その他

- ・各キャンパスに優れた取組が見られたが、そのことが教員養成課程全体で共有されていないため、課程の質的向上に繋がっていない状況がみられた。今後は課程全体として質的向上を図るための組織的取組を構築する必要があると考えられた。
- ・また、そのためにカリキュラムマップやポートフォリオをどのように有効活用していくか検討する必要があると考えられた。
- ・一方、地域社会との関わりについて、各キャンパスの特色を出すべきであり、都市部であっても意図的に取り入れて行くことの必要性が認められた。

平成 27 年度の改革時には、各種プロジェクトを実行するために、時限的に教員養成改革推進本部を設置した。推進本部の下に「教員協議会」を設置しキャンパス横断的にカリキュラム構成の議論を行った。今後は、大学戦略室構想の中で、恒常的運営組織への改組を検討していきたい。上記指摘の第一点については、当面は「教員協議会」で、将来的には恒常的な組織の下で共有化の議論を行っていきたい。

1) でも述べた様に、カリキュラム・マップでは体系性、系統性(順序性)が見えにくく、学生にとって有効活用が難しいとの研究報告もあるため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」などを通じ、学生からの意見も取り入れながら、上記指摘の第 2 点についても検討していきたい。

上記指摘の第 3 点については、各キャンパスの「教育フィールド研究」の実施部会等の中で検討をしていきたい。

以上

## 教員養成改革推進外部委員会の追加の観点に対する本学の対応

平成 28 年 7 月 14 日付けで教員養成改革推進外部委員会からの追加の質問に対し、以下の通り回答する。

### ・教員としての熱意，使命感，粘り強く学び続ける姿勢を養成するための，教育実習を中心に据え，理論と実践を適切に往還しながらスパイラルに力量を高められるカリキュラム・マネジメントについて

カリキュラム・マネジメントについては、以下の三つの側面から捉えられる。

1. 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、本学の教育目標を踏まえた視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を有機的かつ構造的に配列していくこと。
2. 教育内容の質の向上に向けて、教育委員会等ステークホルダーの意見や学生の意見を取り込み、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立すること。
3. 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

1. に関しては、教育研究評議会、教育改革室、教員養成改革推進本部などで議論し、育成すべき目的について「科目区分及びその目的」としてまとめ、それぞれの科目区分に含まれる科目の内容（基礎科目⇔発展科目，理論⇔実践）および科目区分間の系統性，往還性を示す別添の「教育課程の構造図」を作成し、これに従って教育課程を編成してきている。

現在、教育改革室のもとにシラバス改善 WG をおき検討中であるが、シラバスの中に当該科目と関連する科目を記述する欄を新設し、相互関係として分担（知識，技能，姿勢），力量の進展（基礎基本，活用，応用を「スパイラル」配置）等を明示する方向で検討予定である。さらに、教科間の相互関係を可視化するために、構造図やカリキュラム・ツリーの導入についても検討する予定である。

2. については、「教員養成改革推進外部委員会」や「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」を設置し、ステークホルダーの意見を取り込む仕組みを設けた。しかし、PDCA サイクルの確立は今後の課題であり、3. と併せて、今後設置される予定の「大学戦略室」で検討を進めたい。

## ・学生の教員としての適性の判断について

本学では、カリキュラム全体を通じ、入学時より一貫して学生に教員としての資質・能力の向上を図る教育を提供していくことを基本としている。学生は、授業科目や実践体験での学びを自己評価し、電子ポートフォリオに蓄積していく。学生は、電子ポートフォリオをもとに、担当教員の指導のもとで半期ごとに振り返りを行い、自分の成長を確認し、あるいは不足部分を認識しそれを補ったりする。4年後期には、電子ポートフォリオに蓄積された資料を基に、学生指導教員と相談の上で不足する点を確認しあい、教職実践演習で不足な点を補うこととなる。

これに加え、平成27年度入学生からは、実習に先立ち(2年後期末から3年前期)、教育実習前 CBT (Computer Based Testing) を受検し、教育実習に必要な基礎的な資質が身に付いているか、心構えなどができているかを確認することとなった。

以上述べたとおり、入学した学生に対しては、教育を通じ教員としての資質・能力を獲得させるのが本学の責務であると考えており、基本的には、大学が学生の教員としての適性の判断を行うことはない。したがって、本学教員養成課程の学生は、卒業時点で教育職員免許状の申請資格を獲得することとなる。

ただし、例外的にはあるが、教育職員免許状取得に必要な科目である教育実習等を履修させない場合がある。

一つは、懲戒処分に基づくものであり、「犯罪行為」により無期停学となった者、わいせつ事件等の「犯罪行為」により有期停学となった者が該当(「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」を参照)する。

一つは、疾病等により、学生自らが教育実習等の免除を申し出た場合(「北海道教育大学教育実習特例措置取扱要項」を参照)である。

これら特例措置の対象となった教育実習又は教職実践演習に係る教育職員免許状を取得することはできない。

---

## 参考

### 【教育実習前 CBT】

教育実習前 CBT は、「教育実習前支援アンケート」と「教育実習前検定」から構成される。教育実習前 CBT は、「教育実習」をより実効あるものとするため、次の5つの望ましい状態を考え、①～③については、主に「教育実習前支援アンケート」、④と⑤については「教育実習前検定」を通して、学生の教育実習の準備を手助けする。

「望ましい状態」

- ① 教職への意識を確認し、自己の課題を持っている。
- ② 実習参加への意欲が喚起されている。
- ③ 教育現場に立つ責任が喚起されている。
- ④ 基礎的な教育の知識・技能が身に付いている。

- ⑤ 必要最低限の教科専門知識が身に付いている。

「教育実習前支援アンケート」は、実習に臨む皆さんの内面的準備形成を支援するものである。

「教育実習前検定」は、教職および教科に関して、身につけておくべき基本的な知識などを確認するためのものである。

○教育実習前検定の合格の基準は7割以上である。

○複数回の受検を予定しており、その間に基準に達しない学生については、当該学生に対して点数が基準に達しない分野について何らかの課題（レポート等）を課し、このことにより、基準に達したと判断する。

なお、教育実習前検定の難易度は、教育実習前までに最低限身に付けるべき知識を問うものを出題するため、通常であれば基準に達することができるレベルを想定している。

### **【北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項】**

第7 次に掲げる者は、教育実習及び教職実践演習を履修することはできない。

- (1) 北海道教育大学学生の懲戒に関する基準（平成23年2月28日制定。以下「学生の懲戒に関する基準」という。）第4条により、無期の停学となった学生で、学生の懲戒に関する基準の別表「学生の懲戒処分ガイドライン」（以下「別表」という。）の区分「犯罪行為」に該当した者
- (2) 学生の懲戒に関する基準第4条により、有期の停学となった学生で、別表の区分「犯罪行為」のうち、痴漢行為などわいせつ事件に該当した者

### **【北海道教育大学教育実習特例措置取扱要項】**

**第1** 北海道教育大学教育課程編成基準（平成26年規則第84号）第6条又は第14条の規定にかかわらず、教員養成課程及び国際地域学科地域教育専攻に在学する者のうち、やむを得ない理由から教育実習又は教職実践演習に係る単位が未修得であることに起因し、卒業に必要な単位数を満たすことのできない者は、大学が指定する科目（以下「代替科目」という。）の履修をもって、卒業に必要な単位数を満たしたものとして取り扱うことができるものとする。

**第2** 第1の措置（以下「特例措置」という。）の適用が認められた者（以下「特例措置適用者」という。）は、卒業時において、特例措置の対象となった教育実習又は教職実践演習に係る教育職員免許状を取得することはできない。

## ・教員養成としての地域との連携(社会教育についての基本的な知識・技能)を 図る力の養成について

社会教育に関しては、「発達と教育 I」、「地域学校教育論」、「学校経営と学級経営」、「生涯学習概論」、「地域ボランティア」、「特別活動の指導法」、「生徒指導と進路指導」、「へき地教育論」など基礎理論的な授業科目や「教育フィールド研究」、「博物館実習」、「地域ボランティア」などの実習科目に加え、「理科教育特講 III」、「基礎地学実験」、「生物学野外実習」、「家庭科教育学演習 I」など専攻科目の中でも取り上げている。

基本的な知識については、上記の科目である程度満たされていると考えている。例えば、「教育課程と教育方法」では学校としての教育課程構築の筋道や事例について、「特別活動の指導法」、「生徒指導と進路指導」では教師と地域社会の関係づくりを学校として蓄積する必要性についてすでに講述している。しかし、今後はより一層の充実が求められるため、「チームとしての学校」の理念にふさわしい内容を盛り込むことを検討したい。技能については、教員育成連絡協議会、教員育成協議会(仮称)等を通じて、新任研修等での実施に向けて、検討することを提案していきたい。

## ・社会人として求められるコミュニケーション能力の養成について

- (a) コミュニケーション教育推進会議(平成 22 年 5 月 文部科学省設置)は、コミュニケーション能力を、「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する能力」と捉え、コミュニケーション能力を育むことが極めて重要であると指摘している。さらに同会議は、子どもたちのコミュニケーション能力育成の必要性を説き、初等・中等教育における「コミュニケーション能力を育成する手法・方策」を提言している。大学教育では、初等・中等教育において育成された「コミュニケーション能力」の基礎の上に、社会人として求められるレベルのコミュニケーションやソーシャルスキルを築くことが基本である。初等・中等教育での基礎基本、大学教育でのスキルアップという観点から、相互に連携しながら充実を図ることが必要である。
- (b) あいさつ、身だしなみ、電話の対応、謝罪の仕方などの習得については、教育実習の事前・事後指導において重点的に実施することで、教育現場における実践的な対応力を身につけられるよう指導しているが、今後さらに強化を行いたい。
- (c) その上で、コミュニケーションやソーシャルスキルのトレーニングを他の教科の教育内容に盛り込むことについては、本学の関係委員会などにおいて検討したい。

以上